

利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率に用いた人口は以下のとおりである。

ア 人口10万対比率に用いた人口〔総人口〕

(資料：「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果（参考表）」（総務省統計局））

全国 126,146,099人
佐賀県 811,442人

イ 市町別の人口10万対比率に用いた人口

(資料：「推計人口（令和2年10月1日現在）」【県統計分析課】）

市町	人口	市町	人口
総計	808,821	唐津保健所	121,737
市計	670,389	唐津市	116,457
郡計	138,432	東松浦郡	5,280
		玄海町	5,280
佐賀中部保健所	341,449	伊万里保健所	71,842
佐賀市	232,582	伊万里市	52,873
多久市	18,278	西松浦郡	18,969
小城市	43,422	有田町	18,969
神埼市	30,829	杵藤保健所	146,958
神埼郡	16,338	武雄市	47,734
吉野ヶ里町	16,338	鹿島市	27,836
鳥栖保健所	126,835	嬉野市	25,762
鳥栖市	74,616	杵島郡	37,673
三養基郡	52,219	大町町	6,158
基山町	17,424	江北町	9,531
上峰町	9,411	白石町	21,984
みやき町	25,384	藤津郡	7,953
		太良町	7,953

(4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務または病院、診療所若しくは助産所に關して公告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名（同告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名）である。

(5) 本統計における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

URL (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>)